第７７回関東学生ヨット選手権大会

帆走指示書

主催　関東学生ヨット連盟

平成２２年８月２１日～１０月１１日

神奈川県三浦郡葉山町森戸海岸沖

後援　神奈川県教育委員会、　神奈川県セーリング連盟、　東京都ヨット連盟、

茨城県セーリング連盟、千葉県セーリング連盟、埼玉県セーリング連盟

協力　葉山町、葉山町漁業協同組合、（株）葉山マリーナー、（有）葉山ヨットサービス、

（株）リビエラリゾート、ウイダーinゼリー

1. 規則
   1. 本レガッタには、２００９～２０１２セーリング競技規則に定義された規則が適用される。
   2. 「２００９～２０１２ＳＣＩＲＡ規則(公認レガッタの運営規定を除く)」及び、現行の「スナイプ級国内規則」、「スナイプ級学連申し合わせ事項」、「４７０級学連申し合わせ事項」、「乗員、セール、艇の変更に関する規定」、「レスキューに関する規定」を適用する。
2. 競技者への通告

競技者への通告は、葉山新港の大会本部及び森戸海岸に設置された公式掲示板に掲示する。森戸海岸の公式掲示板の設置は原則として森戸海岸使用時間の8時～17時とするが、審問の遅延が生じた際等については適切な措置をとる。

1. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のスタート予告信号の６０分前までに、公式掲示板に掲示する。また、レース委員会は海上において、予告信号前にＬ旗を掲げた運営艇より、口頭で変更を伝達することがある。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の19:00までに公式掲示板に掲示する。

1. 陸上で発する信号
   1. 陸上で発する信号は、森戸海岸及び葉山新港の大会本部に掲揚する。
   2. 音響信号１声と共に掲揚される緑色旗は、「出艇してもよい。予告信号は緑色旗掲揚後２０分以降に発する」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇してはならない。
   3. 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「１分」を「２０分以降」と置き換える。
   4. 音響信号２声と共に掲揚される国際数字旗６は、「出艇注意。指示17.3が適用される」ことを意味する。
2. レース日程
   1. レース日程

８月２１日（土）　　開会式

１０月　２日（土）　　予選１日目

１０月　３日（日）　　予選２日目

１０月　９日（土）　　決勝１日目

１０月１０日（日）　　決勝２日目

１０月１１日（月）　　決勝３日目、閉会式

各クラスのレース成立数の不均衡による調整は行わない。

* 1. レース数

レース予定数は下記の通りとする。一日に行うレース数は、レース委員会の裁量により決定する。

クラス　　　　　予選レース数　　　　決勝レース数

４７０級　　　　　　　８　　　　　　　　１０

スナイプ級　　　　　　８　　　　　　　　１０

* 1. それぞれの日の最初のレースの予告信号の予定時刻は、09:25である。
  2. レガッタの最終日には、12:00より後に予告信号を発しない。ただし、12:00以前に予告信号が発せられたスタートがゼネラル・リコールとなった場合の新しいスタート、及び12:00以前に予告信号が発せられたクラスのスタート手順に引き続いて行われる別のクラスのスタート手順の予告信号は、12:00を過ぎて発する場合がある。

1. 艇の識別
   1. 別途に定められた方法で、艇体に学校名を表示しなければならない。
   2. 別途に定められた方法で、レース委員会によって指定されたリコールナンバーを表示しなければならない。リコールナンバーの色は、４７０級は赤、スナイプ級は黒とする。
   3. 同一番号のセール（ダッシュナンバーがついているものも同一とみなす）を、複数の艇で同時に使用してはならない。
   4. ４７０級については、レース委員会が承認した場合を除きメインセールとスピネーカーのセール番号は、一致しなければならない。
2. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス　　　　　　　　旗

４７０級　　　　　　４７０旗

スナイプ級　　　　　スナイプ旗

1. レース・エリア

添付図Ａにレース・エリアの位置を示す。なお、このレース・エリアはレース委員会の裁量により変更される場合がある。

1. コース
   1. 添付の見取り図は、レグ間のおおよその角度、マークを通過する順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
   2. 予告信号以前に、本部船に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
2. マーク
   1. マーク１、２、３は黄色の円筒形ブイとする。
   2. マーク４はオレンジ色の三角ブイとする。
   3. 指示12に規定する新しいマークはオレンジ色の三角ブイとする。
   4. スタート・マークは、スターボードの端にある学連旗を掲揚した運営艇と、ポートの端にあるオレンジ旗を掲揚した運営艇とする。
   5. フィニッシュ・マークは、青色旗を掲揚した運営艇と、黄色の円筒形ブイとする。
3. スタート
   1. レースは以下の追加事項と規則26を用いてスタートする。
   2. 最初のクラスがスタートするための予告信号の２分前以前に注意信号（音響1声とともに掲揚されるＦ旗）を発することがある。Ｆ旗は予告信号の1分前に音響1声とともに降下される。
   3. スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上に学連旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
   4. 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、別図に示す入船禁止エリアを回避しなければならない。
   5. スタート信号後４分より後にスタートする艇は、審問なしにＤＮＳと記録される。これは規則A4を変更している。なお、明らかにスタート信号後４分以内にスタートできない艇は、スタート及びコースの帆走をしてはならない。
   6. スタート信号前の２分間に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタート・ラインのコース・サイドにある場合、レース委員会はスターボードの端のスタート・マークにＶ旗を掲揚することがある。Ｖ旗掲揚に関する落ち度は、救済要求の根拠にならない。これは規則62.1(a)を変更している。
4. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

1. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚した運営艇上のポールと、フィニッシュ・マークの間とする。

1. ペナルティー方式
   1. 規則44に基づきペナルティーを履行した艇は、大会本部で入手できる回転報告書に記入の上、抗議締切時刻までに提出しなければならない。
   2. 同じ学校の艇間で起きた接触がなかったインシデントの、第２章の規則違反に対するペナルティーは、なしとする。
   3. 付則Ｐを適用する。本レガッタでは、同一のリコールナンバーの艇を、付則Ｐでいう「艇」とみなす。
2. タイムリミット
   1. タイムリミットは、９０分とする。
   2. 先頭艇が規則28に従ってコースを帆走しフィニッシュした後20分、またはタイムリミットのいずれか遅い方以内にフィニッシュしない艇は、審問なしにDNFと記録される。これは規則35、A4、A5を変更している。
3. 抗議と救済要求
   1. 規則61.1(a)に次を追加する。

「レース・エリアで関与したか、または目撃したインシデントに関わる抗議をしようとする艇は、その艇がレース中でなくなったあとの最初の適切な機会に、青色旗を掲げた運営艇に、口頭で抗議の意志を申告しなければならない。ただし、これを行えない合理的な理由がある場合は、この限りではない。」

* 1. 抗議書は森戸海岸及び葉山新港の大会本部で入手できる。抗議、救済要求及び審問の再開の要求は、大会本部に提出されなければならない。
  2. それぞれのクラスに対して、抗議締切時間はその日の最終レースで最終艇がフィニッシュした後、９０分とする。
  3. 当事者であるか、証人として名前があげられている審問を競技者に通告するために、抗議締切時刻後３０分以内に通告を掲示する。審問は葉山新港の大会本部内のプロテスト・ルームにて行われる。
  4. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
  5. 指示14.3に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
  6. 指示4、6、11.4、14.1、20、21、24、25、26及び「乗員、セール、艇の変更に関する規定」は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、指示20.1の場合を除き、プロテスト委員会が決定した場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は、ＤＰＩである。
  7. 規則62.1(b)及び(d)のあとに、次を追加する。

「ただし、同じ学校の艇を除く。」

* 1. 規則62.1のあとに、次を追加する。

「(e)指示24.1に違反した者。」

* 1. レースを行う最終日、及び予選シリーズ最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。

1. 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
2. 要求する当事者がその当日に判決を通告された後３０分以内。

これは、規則66を変更している。

* 1. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から３０分以内でなければならない。これは、規則62.2を変更している。

1. 艇の得点
   1. 決勝シリーズ得点と予選シリーズ得点

決勝シリーズの得点の算出にあたっては、予選シリーズの得点は持ち込まず、決勝シリーズのレース得点のみを用いる。

* 1. 得点の除外

シリーズ得点の算出にあたって、得点の除外を行わない。これは規則A2を変更している。

* 1. 国際数字旗６

陸上にて国際数字旗６が掲揚されたレースにおいて、レース委員会がシリーズに参加していると認めた艇が出艇しない場合、そのレースにおいて正しくスタートし、規則28に従ってコースを帆走し、タイムリミット内に定義どおりにフィニッシュした最後の艇の順位に1を加えた得点を与え、「ＤＬＨ」と記録される。これは規則A4.2とA11を変更している。ただし規則69、規則P2.3によるＤＮＥを、本規定によって変更することはできない。

* 1. シリーズに参加した艇数

規則A4.2の「シリーズに参加した艇の数」を、「レース委員会がシリーズに参加していると認めた艇の数」におきかえる。これは規則A4.2を変更している。

* 1. シリーズ、大会の成立

各クラスの予選シリーズが成立するためには、両クラスで１レースずつが完了していなければならない。

本大会が成立するためには、両クラスで決勝シリーズ１レースずつが完了していなければならない。

1. 学校別順位
   1. 参加艇数が３艇に満たない学校

レース公示2に従いクラスのシリーズに参加した学校のうち、レース委員会がそのクラスのシリーズに参加していると認めた艇が３艇未満の学校については、クラス順位の算出にあたり、艇数が３艇となるよう仮想の艇を想定する。その艇のレース得点を次のように計算する。

（シリーズに参加した学校の数×３＋１）点　（略語はＤＮＡ）

* 1. クラスのレース得点

学校ごとに、あるレースにおける当該クラスの３艇のレース得点を合計し、その学校のそのクラスのレース得点とする。

* 1. クラスのシリーズ得点、クラス順位

学校ごとに、当該クラスのレース得点をすべて合計し、その学校のそのクラスのシリーズ得点とする。クラスのシリーズ得点が低い学校を上位とする。

* 1. 総合得点、総合順位

学校ごとに、決勝シリーズの両クラスのシリーズ得点を合計し、総合得点とする。

総合得点が低い学校を上位とする。決勝シリーズに片クラスしか出場できなかった学校については、総合順位の対象外とする。

* 1. タイ

クラス得点がタイとなった場合、各学校の当該クラスのレース得点を良い順に並べて、規則A8.1に準じて解く。

総合得点がタイとなった場合、各学校の各クラスのレース得点を、両クラスともすべて良い順に並べて、規則A8.1に準じて解く。

それでも解けない場合、その学校の各クラスの、最終レースにおけるレース得点を合計し、その合計得点が低いほうを上位とする。

1. 予選シリーズと決勝シリーズ

本レガッタは予選シリーズと決勝シリーズで構成される。

平成２２年度関東学生ヨット春季選手権大会決勝シリーズの各クラス成績上位７位までの大学は、予選シリーズを免除する。

予選シリーズのスナイプ級は成績上位７校、４７０級は上位９校が決勝に進出するものとする。決勝シリーズ進出校は、予選シリーズ最終日の時点での成績に基づき決定する。

予選シリーズで起きたインシデントの上告の結果に基づく決勝シリーズのやり直し、成績の変更は行わない。

1. 安全規定
   1. 出艇申告、帰着申告は次のとおりとする。正当な理由なしにこの項に違反した艇には、直近の成立したレースに、レース委員会による審問なしの得点ペナルティー３点（ＰＴＰ）が課せられる。これは、規則A5を変更している。
   2. レース当日、出艇する前に、大会本部の所定の用紙に出艇時の乗員が自筆でサインし、出艇申告しなければならない。
   3. 帰着後速やかに、大会本部の所定の用紙に帰着時の乗員が自筆でサインし、帰着申告しなければならない。転覆等の理由で帰着が大きく遅れた場合は、帰着申告時にその旨伝えなければならない。
   4. レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。そして、帰着後速やかにリタイア届にその理由を記載し、競技者本人自ら（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）が提出しなければならない。
   5. レース委員会は、艇が危険な状態にあると判断した場合には、その艇にリタイアを命ずることができる。
   6. 競技者は、着替え等のための短時間の着脱を除き、出艇してから帰着するまでの間、適切なライフジャケットを着用していなければならない。
   7. 出艇してから着艇するまでの間、レスキュー艇を伴わなければならない。
   8. 重さ２．５Kg以上のアンカー、アンカーと艇とを結ぶ直径８ｍｍ以上で長さ２５ｍ以上のアンカーロープ、直径８ｍｍ以上で長さ１０ｍ以上の水に浮くもやいロープ、及び全長６０ｃｍ以上で１０×３０ｃｍ以上の漕ぐ部分のあるパドルを搭載しなければならない。これらはすぐに使用可能な状態で搭載し、アンカーは艇体に結索しておかなければならない。
2. 乗員の交代と装備の交換

各校の代表者は、レース前日の19:00までに大会本部で所定の手続きに従って、翌日の最初のレースにおける各艇の乗員とセールナンバーを申告しなければならない。申告内容にレース当日07:30までに変更が生じた場合は、07:30までに大会本部で所定の手続きに従って申告しなければならない。

その後は「乗員、セール、艇の変更に関する規定」に従わなければならない。

1. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上では、艇は、レース委員会により検査のためにただちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

1. 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする。

レース委員会艇　　　白色旗

ジュリーボート　　　Ｊ旗

1. 支援艇

24.1学校関係者の管轄下にある、交代要員の運搬や、レスキュー、コーチ、観戦、サポート、応援を目的としたすべての艇を支援艇という。（ただし運営艇を除く）

支援艇は、「レスキューに関する規定」に従わなければならない。

24.2 交代要員と、レスキュー、コーチ、サポート、応援、観戦を目的としたすべての学校関係者（運営スタッフを除く）は、レスキュー活動中もしくはレース委員会が許可した場合を除き、最初にスタートするクラスの準備信号から、すべての艇がフィニッシュまたはリタイアするまで、もしくはレース委員会が延期またはゼネラルリコ－ル、中止の信号を発するまで、別図に示す入船禁止エリアを回避しなくてはならない。

この項への違反の報告を受けた場合、プロテスト委員会は事実を調査したのち、関係する学校の艇にペナルティーを課すことができる。

1. ごみの処分

艇はごみを水中に捨ててはならない。

1. 無線通信

レース中、携帯電話も含めいかなる無線通信機器も艇に持ち込んではならない。

1. 外部の援助

規則４１に、次を追加する。

「(e)同じ学校の艇からの援助」

1. 賞

決勝シリーズの学校別順位に従い、次のとおり授与する。

1. 各クラス

賞品　　　　　　　　１～３位

賞状　　　　　　　　１～６位

1. 総合

賞品　　　　　　　　１～６位

賞状　　　　　　　　１～６位

1. 各クラス成績上位７位までの大学に第７５回全日本学生ヨット選手権大会への出場権を与える。辞退する大学があった場合は、順次繰り上げるものとする。
2. 責任の否認

本大会への参加者は、すべて自己の責任において参加するものとする。規則４参照。本大会の主催者等は、大会期間中及びその前後に発生したいかなる物的損害及び人的傷害、死亡等について、責任を負わないものとする。